

旭市地域生活支援拠点事業実施要綱

令和4年3月7日

旭市告示第27号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者等の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を整備することを目的とした地域生活支援拠点に係る事業の実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点」とは、この事業の実施のため、次項に規定する必要な拠点機能を備えた複数の事業者及び機関によって構成される面的な連携体制をいう。

2 この要綱において「拠点機能」とは、次の各号に規定する5つの機能をいう。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う

機能

(実施主体等)

第3条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、前条第2項各号の拠点機能については、第5条第1項各号に該当する事業者がその役割を担い、市と連携しながら実施する。

2 市は、この事業の推進に当たっては、旭市地域自立支援協議会設置要綱（平成19年旭市告示第70号）第1条に規定する旭市地域自立支援協議会において協議を行うものとする。

(利用対象者)

第4条 この事業の拠点機能を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、市が援護の実施主体となる者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(拠点機能を担うことができる事業者等)

第5条 拠点機能を担うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

(1) 千葉県若しくは他市から指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業所の指定を受けていること。

(2) 千葉県若しくは他市から指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業の指定を受けていること。

(3) 旭市若しくは他市町村から指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

2 拠点機能を担う事業者は、地域生活支援拠点に係る報酬を算定することができる。この場合において、事業者は、事業の目的に合致するよう提供する拠点機能を適切に取り扱わなければならない。

3 拠点機能を担う事業者は、拠点機能の提供に係る記録を整備し、これを5年間保存し、実施主体等から求めがあったときは、この記録を提出しなければならない。

4 拠点機能を担う事業者は、当該機能の利用者に事故が発生した場合は、直ちに必要な処置を講ずるとともに、家族等関係者及び市長に速やかに連絡しなければならない。

(事業者の届出等)

第6条 拠点機能を担おうとする事業者は、旭市地域生活支援拠点事業登録届出書(第1号様式)に拠点機能を担う事業者であることを規定した運営規程を添えて市長に届出を行い、市がこれを受理することにより、拠点機能を担う事業者の地位を得るものとする。

2 前項の届出に当たっては、前条第1項各号のいずれかに該当する旨を証する書面を提出しなければならない。

3 拠点機能を担う事業者は、第1項の規定による届出の記載内容を変更する場合又は拠点機能を担う事業者の地位を廃止する場合は、旭市地域生活支援拠点事業登録内容変更・登録解除届出書(第2号様式)により市長に届け出るものとし、市がこれを受理することをもって、当該事業者は、記載内容の変更を認められ又は拠点機能を担う事業者としての地位を失うものとする。

(秘密の保持)

第7条 拠点機能を担う事業者の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。